

鹿屋体育大学職員表彰規則

平成16年4月1日
規則第35号

改正 平成31年4月19日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第48条第2項の規定に基づき、職員に対して行う表彰に関する手続その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「職員」とは、就業規則第2条第1項本文に定める者をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別表彰
- (2) 永年勤続者表彰

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員について行う。

- (1) 国際的規模の大会等に出場し、顕著な成績を収めた場合
- (2) 人命救助等社会的な貢献があった場合
- (3) その他特に表彰すると認められる場合

(永年勤続者表彰)

第5条 永年勤続者表彰は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好な職員について行う。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める勤労感謝の日において、在職期間（本学以外の官公庁等の職員としての在職期間を含む。以下同じ。）が20年以上であって、当該在職期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上である者
 - (2) 退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日において、在職期間が20年以上であって、当該在職期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上あるもので、前号に該当するものとして表彰されていない者
 - (3) 退職の日において、在職期間が35年以上であって、当該在職期間のうち本学の在職期間が18年以上である者
 - (4) 退職の日において、前号に該当する者と同程度の在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者
- 2 永年勤続者表彰は、1人の職員について1回のみ行うものとする。ただし、前項第1号の規定に該当し表彰された職員が、同項第3号又は第4号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(表彰状等の授与)

第6条 表彰は、表彰状（永年勤続者表彰の場合は、別記様式による。）を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、次の各号に掲げる時期に行う。

(1) 特別表彰 第4条の規定に該当すると認められたとき

(2) 永年勤続者表彰 第5条第1項第1号の規定に該当する者については、勤労感謝の日、同項第2号、第3号又は第4号の規定に該当する者については、退職の日

(在職期間の計算)

第8条 在職期間の計算は、表彰する日の属する月までの月計算による。

(除算期間)

第9条 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

(1) 休職の期間（業務上の負傷又は疾病に係る休職の期間を除く。）

(2) 育児休業又は介護休業の期間

(3) 懲戒処分により減給又は停職された期間

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学永年勤続者表彰規程（昭和59年規程第9号）は、廃止する。

附 則（平31.4.19規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

イ 第5条第1項第1号の場合

表 彰 状	氏 名 殿	あなたは永年鹿屋体育大学に勤務し 職務に精励されました よってここに表彰します	令和 年 月 日	鹿屋体育大学長名	印
-------------	-------------	---	-------------------	----------	---

ロ 第5条第1項第2号、第3号又は第4号の場合

表 彰 状	氏 名 殿	あなたは永年鹿屋体育大学に勤務し 職務に精励されました このたび退職されるにあたりその功 労を表彰します	令和 年 月 日	鹿屋体育大学長名	印
-------------	-------------	---	-------------------	----------	---